

第 65 号 令和7年12月1日受理

総合企画企業常任委員会付託

件 名 日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准をもとめる意見書の提出について

要 旨

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択された。同年9月20日には同条約への調印・批准・参加が開始され、2021年1月22日に発効した。現在同条約に署名・批准・参加した国は99か国・地域に広がっている。

核兵器禁止条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押した。条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止している。条約は、被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記している。

核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。この核兵器禁止条約の規範力を強化し、核兵器の使用を防ぐことが強く求められている。

2022年2月24日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの軍事侵略に合わせて、「ロシアは世界で最も強力な核保有国の一だ。わが国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果になる」と核兵器による威嚇をおこなった。その後も繰り返し核使用の脅迫をおこないながら侵略を続けている。

また、パレスチナのガザ地区でジェノサイドをおこなっているイスラエルは、閣僚がガザへの核兵器使用を「選択肢」と発言した。

これらは、核兵器の使用・威嚇を禁じた核兵器禁止条約に明確に違反するものである。

2024年12月10日、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞した。被爆者の皆さんがあらの体験、証言を通して核兵器の使用をタブーとする世界的な規範の成立に貢献したとノーベル委員会はたたえている。

広島、長崎の原爆被害を唯一経験した日本政府は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たなければならない。よって、日本政府には、すみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会で批准することを強く求める。

ところが、高市首相は「台湾有事」をあおり、「非核3原則」の見直しに言及している。この姿勢は、日本国憲法の平和原則を否定するもので、憲法遵守義務に反する姿勢である。こうした政府の姿勢を変えるうえでも、核兵器禁止条約の意義は極めて高いものがある。

住民の意思を示すものとして意見書を提出することを請願する。

以上の趣旨から、核兵器禁止条約への賛同する姿勢を明確にするため、県議会として意見書を提出願いたい。